
PLCプログラム解析・修正サービス 業務約款

第1条（目的）

本約款は、株式会社BLUE KEY（以下「当社」）が提供するPLCプログラム解析・修正サービス（以下「本サービス」）の提供条件を定めるものである。

第2条（サービス内容）

1. 本サービスは、顧客から提供された資料に基づき、指定された不具合症状の発生原因を論理的に特定し、解析レポートを提出するものである。
2. 修正パックを選択した場合、特定された原因に基づき修正を実装し、提供資料に基づく再現条件下において論理的に症状が解消されることを検証したプロジェクトファイルを提出する。
3. 本サービスはWeb完結型とし、現地対応は含まない。

第3条（成功の定義）

本サービスにおける成功とは、提供資料に基づき対象症状の発生原因を合理的に特定し、文書化することをいう。

実機における正常動作の保証を意味するものではない。

第4条（受注条件および着手日）

1. 以下の情報が提出されていることを受注条件とする。
 - ・PLC機種・CPU型式
 - ・開発環境バージョン
 - ・プロジェクト一式
 - ・発生手順および再現条件
 - ・エラー内容（原文）
 - ・直前変更履歴
2. 当社が原因特定可能と合理的に判断した場合にのみ受注する。
3. 着手日は、当社が前項の必須情報の充足を確認し、電子メールにより着手開始通知を発信した日とする。
4. 情報不足がある場合、当社は補足情報の提出を求めることができ、補足情報受領後に改めて着手日を確定する。

第5条（受注不可事項）

以下の案件は受注しない。

1. 安全機能（非常停止、安全PLC、インターロック、保護回路等）に直接影響を与える制御
2. 法規適合判断を要する制御変更
3. 医療機器、インフラ、危険物設備等の高規制分野

4. 実機確認が必須と判断される案件
5. 情報不足または再現条件が不明確な案件
6. 訴訟・責任紛争中の案件

当社がリスクが高いと合理的に判断した場合、受注を拒否できる。

第6条（保証範囲）

1. 診断パックは原因特定および修正案提示までを保証する。
2. 修正パックは、提供資料に基づく再現条件下において論理的確認が取れることを保証する。
3. 実機動作保証は行わない。

第7条（免責事項および責任制限）

1. 修正プログラムの適用は顧客の責任とする。
2. 適用前のバックアップ取得は顧客の義務とする。
3. 生産停止、逸失利益、設備損傷、人的事故その他の二次損害について、当社は責任を負わない。
4. 提供資料に虚偽・不足があった場合、当社は責任を負わない。
5. 当社の責任は、当該案件において顧客が当社に支払った対価の総額を上限とする。

第8条（返金条件）

調査の結果、技術的に原因特定が不可能と合理的に判断した場合に限り、診断料を返金する。
情報不足による再現不能は返金対象としない。
返金は契約解除後14日以内に行う。

第9条（緊急対応）

1. 緊急対応は、必須情報が完全に揃っている場合に限り受け付ける。
2. 受付時間は、9:00～17:00（土日、祝祭日および当社休業日を除く）とする。
3. 緊急対応における「1営業日」とは、着手日から翌営業日の受付終了時刻までをいう。

第10条（秘密保持）

1. 当社は以下に記載する場合を除き、顧客から提供された資料および情報を第三者に開示しない。
2. 法令に基づく開示義務がある場合。
3. 当社が秘密保持契約を結んでいる協力会社に業務を委託する場合。

第11条（知的財産）

提出された資料の知的財産権は顧客に帰属する。
解析手法・ノウハウは当社に帰属する。

第12条（準拠法・管轄）

本約款は日本法に準拠する。
紛争が生じた場合、当社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とする。